

第 17 回（仮称）釧路市自治基本条例検討委員会 議事要旨

日時 平成 26 年 7 月 11 日（金） 18：00～20：00

場所 釧路市交流プラザさいわい 小ホール

出席者 委 員：板倉委員 小野委員 小林委員

名塚委員（議長）山崎委員（委員長）西村委員

小池委員 蓑島委員 鈴木委員 川村委員 川内委員

西田委員

（欠席：平間委員）

事務局：総合政策部 浅見部長

都市経営課 菅野課長 熊谷課長補佐 山本課長補佐

河面主査

傍聴人 2 名

1. 開会

2. 議事

- ・ 名塚議長より、出席委員数が設置要綱の定足数を満たしており、会議が成立する旨の報告がなされた。

（1）講演会等での質疑・意見要旨

- ・ 事務局より、資料 1－1 に基づき傍聴人からの意見要旨について、資料 1－2 に基づき団体意見交換での質疑・意見要旨について、資料 1－3 に基づき講演会での質疑・意見要旨について、資料 1－4 に基づき講演会でのアンケート結果について、それぞれ報告があった。
- ・ 委員からの意見や質問は無かった。

（2）平成 26 年 6 月定例市議会での質疑・意見要旨

- ・ 事務局より、資料 2 に基づき、平成 26 年 6 月定例市議会での質疑・意見要旨について報告があった。
- ・ 委員からの意見や質問は無かった。

(3) 用語の定義について

- ・ 議長より、第16回検討委員会での「コミュニティ」に関する議論を確認するための資料として資料3-1が紹介された。
- ・ 続いて、事務局より、これまでの「市民」「まちづくり」「市政」についての議論を元に作成した概念図である資料3-2についての説明があり、それぞれの用語を含む条項を示した参考資料1が紹介された。
- ・ それに対して委員長からの補足があった後、意見交換がなされた。

【事務局説明に対する委員長補足】

(○：委員発言 ◎：委員長発言 ■：議長発言 ●：事務局発言)

- ◎ ポイントは、住民と市政の二元代表制を通じた関係性が、憲法・地方自治法で保障されており、自治基本条例があってもなくても機能するということが一点。

その上で、自治基本条例をつくることの意義は、担い手を住民という狭い概念から、市民という広い概念に広げることで、釧路市の自治が活性化するというプラスの効果が期待できるということである。

もう一つは、狭い意味での釧路市政ではなく、まちづくりを幅広い意味として捉えるということ。市政は市の責任と主体性によって行う領域。まちづくりは、市民の責任と主体性によって行う領域。責任と主体性の重点が変わると言うことである。

具体的には「市民と協働するまちづくり推進指針」で例示されている、除雪・防災がわかりやすいと思う。

【意見交換】

- 「第4条 基本理念」、「第9条 市長の責務」に、信託という表現があるが、選挙権のことを考えると信託できるのは市内に住所を有する「住民」だけであって、住民以外も含んだ「市民」をこの条項に置くのはどうかと思う。

このような問題をクリアにするために、定義に「住民」を新たに設けて、条項毎に「住民」と「市民」を使い分けてはどうか。

そうしなければ、住民以外の「市民」が、本来権利のない部分まで権利を主張することが可能になってしまう。

○ 「市民」の定義次第で、この条例の解釈は180度変わる。私は一般的に「市民」というと、「住民登録をしている人」だと思う。

まちづくりの担い手は誰かといえば、「住民以外の人も含んだ広い意味での市民」ということで良いと思う。

○ 私は、資料3-2の図のとおりで納得できた。このイメージ通りに各条項を整理してもらえれば良い。

○ 選挙権を持たない人というのは、この図でいうとどこに入るのか。

● 厳密に言うと「住民」の中に、選挙権を持つ人と、未成年等の選挙権を持たない人が含まれることになる。この資料は、市内に住所を有する「住民」とまちづくりの担い手である「市民」の考え方を整理するためのものなので、その点は省略している。

○ 「市民」と「住民」は対立概念ではなく、「市民」の中に「住民」が含まれていて、例えば選挙の時は、「市民」と言っても当然選挙権を持つ人を指すことになる。それが「市民によるまちづくり」という文脈になれば、「市民」は、市内に住所を有する「住民」より広い概念になるのでは。

○ 資料3-2の図では、「まちづくり」と「市民」が離れているが、「まちづくり」とは本来、我々市民が行うもので、言い換えると、「まちづくり」をする人が「市民」なのだと思う。

この条例の目的を考えると、「皆が責任をもって参加する」ことが大切で、それが分かる内容にしなければならない。二代表制・議会・市長については、法律など、この条例以外にも規定されているわけだから、この条例は「市民」について重点を置く条例にすべき。

○ 条例という形式を使う以上は、条項毎に厳密な話をすべき。特に、「第9条 市長の責務」については、選挙権を持つ人を指しているとした読めないで、ここの「市民」を、「住民以外の人も含む広い意味の市民」とするのは乱暴だ。

また、日常に用いる言葉として「市民」と聞いた場合、普通の人は「そこに住んでいる人」と受け取るのが一般的で、この条例における「市民」にそれ以上の意味を持たせるのは混乱を招くと思う。

「住民以外の人も含む広い意味の市民」には、斜里町のように「市民等」などの言葉を充ててはどうか。

○ 日頃の活動の中で、釧路市以外に住む方と接する時には無意識に「厚岸町の方」など、「市民」とは違う言葉を充てていると思う。

もちろん、まちづくり活動は市外の人を排除するものではないので、「市民等」などの広い意味を持つ言葉を使っても良いのではないかな。

○ 議論を前に進めるために、「住民以外の人も含む広い意味の市民」としては、法令や地方自治の基本構造と矛盾してしまう部分を拾い出して、誤解の無いような表現を考えてみる。その上で、定義の条項をどうするかを検討するという作業を行ってみてはどうか。

■ それでは、事務局に、今日の「市民の定義」についての委員のご意見をまとめてもらった上で、議論に上がっていた条項がそれぞれどのような整理を次回、行うことにしたい。

○ 「まちづくり」の定義について、「公共の福祉の増進を目的として行われる全ての公共的な活動」という表現が、全くイメージがわからない。

その点、札幌市の例は「公共の福祉」が少し具体化されてわかりやすくなっている。少し表現を具体化してみてもどうか。

○ 資料３－２の図についていうと、「まちづくり」は「市民参加」そのものを指すと思うので、市民から矢印で繋がるような関係性ではないと感じる。

また、二代表制の関係性が上の方に来ているが、これが市民とまちづくりをつなぐ架け橋ではないので、むしろ下にくるものだと思う。

○ 「まちづくり」については、市民の中にはハードをイメージしてしまう人もいると思う。実際には人の参加というソフト面も大切な要素なので、定義で上手く表現できればと思う。

○ 私は、「まちづくり」は、人と人が手をつないで住みやすいコミュニティを作り出していくことだと思っている。「住みやすい」となればハードもソフトも含まれるはず。

○ 「まちづくり」とは公共的なものには限らないと思う。札幌市も江別市も定義の語尾は「公共的な活動」と締めているが、なにか意味があるものなのか。例えば、民間の活動でも市は交付金で支援しているケースもある。

◎ この場合の「公共的」とは、個人の私的な活動について関知するものではないという意味ではないかと思う。

「市民と協働するまちづくり推進指針」の除雪の例で言えば、車道の除雪は「市政」、歩道を行政と市民と一緒に除雪することは「まちづくり」という理解になるのではないか。そこにはいくらか公共「性」がある。その場合、自分の家の屋根の雪下ろしについては、個人がやるべきことなので、この条例では関知しない、ということではないか。

■ 「まちづくり」については、いくつか表現をどうするかについてご意見はあった。委員のみなさんのイメージの方向性は極端に異なるものではないと理解したので、素案作成の段階で整理させて欲しい。

○ 確認だが、憲法や地方自治法において、住民投票の対象者は誰になっているのか。

○ 誰が住民投票に参加できるかは、個別の条例をつくって決めることになると思う。

◎ そのとおりで、公職選挙法上の有権者、以外を対象とすることも立法制度上は可能となる。

● 地方自治法上では住民投票の規定は無い。実際には、直接請求という制度に則って、条例の制定を請求することになる。その請求権は、「市長・市議会議員の選挙権を有する住民」という言い方になっている。

3. その他

- ・ 事務局より、資料4に基づき今後の検討委員会開催日程について説明があった。

4. 閉会

- ・ 事務局より、第18回検討委員会を7月18日(金)に行う旨の報告があった後、閉会となった。